

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○学校教育法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....（学事課）	9
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	10
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	10
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	11
○土地収用法による土地の立入りの通知.....（建設部総務課）	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	11
○第一種市街地再開発事業の個人施行の認可.....（建築指導課）	12
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	12
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）.....	13
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定.....	14

規 則
学校教育法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 平成20年1月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第1号 学校教育法等の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 （北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正） 第1条 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成18年北海道規則第160号）の一部を次のように改正する。 第3条第2号中「第68条の2第4項第2号」を「第104条第4項第2号」に改める。 （私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部改正） 第2条 私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則（昭和36年北海道規則第11号）の

一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

第2条第1項中「第83条第2項」を「第134条第2項」に、「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に改める。

第3条中「第82条の10第1項及び第83条第2項」を「第133条第1項及び第134条第2項」に改める。

第4条中「第82条の9」を「第131条」に改める。

別記第1号様式その1中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「同法施行規則」を「学校教育法施行規則」に改め、同様式その2中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「同法施行規則第7条の7」を「学校教育法施行規則第15条」に改め、同様式その3中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「同法施行規則第7条の6」を「学校教育法施行規則第14条」に改め、同様式その4中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「同法施行規則第7条の3」を「学校教育法施行規則第11条」に改め、同様式その5中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」に、「同法施行規則第7条の7」を「学校教育法施行規則第15条」に改め、同様式その6中「同法施行規則第4条の2第2項」を「学校教育法施行規則第5条第2項」に改め、同様式その7中「第82条の8第1項及び同法施行規則第7条の3」を「第130条第1項及び学校教育法施行規則第11条」に改める。

「学校教育法第82条の9

別記第3号様式その2からその4までの規定中 学校教育法施行令第27条の2第1項及び
学校教育法施行令第27条の3

「学校教育法第131条

び同法施行規則第4条の2第1項 を 学校教育法施行令第27条の2第1項及び学校教育
」 学校教育法施行令第27条の3

法施行規則第5条第1項 に改め、同様式その6中「第82条の9」を「第131条」に、
」

「同法施行規則第5条」を「学校教育法施行規則第6条」に改め、同様式その10中「第82条の9」を「第131条」に、「同法施行規則第6条」を「学校教育法施行規則第7条」に改め、同様式その11中「第82条の9」を「第131条」に、「同法施行規則第7条の7」を「学校教育法施行規則第15条」に改め、同様式その12中「第82条の9及び同法施行規則第7条の3」を「第131条及び学校教育法施行規則第11条」に改め、同様式その13中「第82条の9及び同法施行規則第7条の7」を「第131条及び学校教育法施行規則第15条」に改

める。

（北海道税条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
第49条の7第1項第4号中「第102条」を「附則第6条」に改める。

（北海道立衛生学院学則等の一部改正）

第4条 次に掲げる規則の規定中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改める。

- （1）北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）第5条第3号イ、第4号及び第5号並びに第7条第2号イ及び第3号
- （2）北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）第6条第2号及び第8条第2号
- （3）北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）第6条第3号及び第8条第2号
- （4）北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）第6条及び第8条第4号
- （5）北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）第7条及び第9条第4号

（北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則及び北海道職業訓練手当支給規則の一部改正）

第5条 次に掲げる規則の規定中「第82条の2」を「第124条」に改める。

- （1）北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）第2条第4号
 - （2）北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）第3条第1項第4号
- （北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第6条 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（峰延東地区ため池等整備〔一般型〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年1月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 網走市字能取283の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年 1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を美瑛町役場の掲示場に掲示した。その要旨は平成19年北海道告示第789号のとおりである。

平成20年 1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

上川郡美瑛町字ウバクベツ753の486所在の森林について所有権を有する 多 田 初 藏

北海道告示第14号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、土地に立ち入る通知があった。

平成20年 1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 国土交通大臣

- 2 事業の種類 一般国道38号及び一般国道44号改築工事（釧路外環状道路・釧路IC（仮称）から別保IC（仮称）まで）並びにこれに伴う普通河川、排水路及び町道付替工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域 釧路郡釧路町中央4丁目10番

- 4 立入期間 平成20年 1月21日から 1月25日まで

北海道告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年 1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通及び3・4・55号琴似・栄町通）
- (3) 事業施行期間 平成13年4月27日から平成24年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・57号手稲左股通）
- (3) 事業施行期間 平成12年4月28日から平成24年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし
- 3(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・62号富丘通）
- (3) 事業施行期間 平成13年4月27日から平成24年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし
- 4(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・193号雁穂みのり通）
- (3) 事業施行期間 平成14年4月16日から平成23年3月31日まで
- (4) 事業地収用の部分 変更なし

- 5(1) 施行者の名称 札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・200号新琴似第1横通）
(3) 事業施行期間 平成13年4月13日から平成23年3月31日まで
(4) 事業地収用の部分 変更なし
- 6(1) 施行者の名称 札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（7・5・30号新琴似5番通）
(3) 事業施行期間 平成13年4月13日から平成23年3月31日まで
(4) 事業地収用の部分 変更なし

北海道告示第16号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業に係る施行について、認可した。

平成20年1月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施行者の住所及び名称 名寄市風連町仲町72番地
株式会社 ふうれん
代表取締役 富永 紀治
- 2 市街地再開発事業の名称 風連本町地区第一種市街地再開発事業
- 3 事務所の所在地 名寄市風連町仲町72番地
- 4 施行認可の年月日 平成19年12月27日
- 5 事業施行期間 平成19年12月27日から平成23年6月31日まで
- 6 施行地区 名寄市風連本町2番2の一部、2番3の一部、5番2、6番2、7番1、8番、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、9番6、10番1、10番2、11番1、11番2、12番1、12番2、13番2の一部、13番3、15番1、15番2、16番、17番2、19番1、19番2、20番1、21番1、21番2、22番1、22番2、23番、24番、25番、26番、27番1、27番2、28番、29番、30番、31番、35番、36番、37番、38番、39番1、39番2、40番、44番1、44番2、44番3、44番4、44番5、44番6、45番、46番、47番、48番、49番1、49番2、50番、51番、52番、53番、54番

- 7 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成19年度については、平成19年12月27日から平成20年3月31日までとする。
- 8 公告の方法 事務所の掲示場のほか、施行者が適当と認める場所に掲示して行う。
- 9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成20年2月9日

支 庁 告 示**北海道石狩支庁告示第1号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成20年1月11日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類
平成20年度において道が締結しようとする⁽¹⁾に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⁽²⁾に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、⁽³⁾に定めるものとする。
- (1) 契 約 平成20年1月11日に一般競争入札の公告を行う石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託
- (2) 資 格 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託
- 2 資 格 要 件
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する汚泥の処理に係る同法第14条第1項及び第6項の規定に基づく北海道知事及び処理に必要な政令市長の許可を受けている者であること。
- (2) 年間2,096トン以上の処理能力を有する設備を有すること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成20年1月11日（金）から1月21日（月）までの午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道札幌土木現業所管理部管理課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3(1)のア、イ、(2)、4の(1)、(3)、5の(1)及び(2)による。

北海道石狩支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成20年1月11日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
- ア 調達をする特定役務の名称 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務（汚泥処理 1トン当たりの単価）
イ 数 量 予定数量 2,096トン
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日
- (4) 履行場所 石狩湾浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格

平成20年北海道石狩支庁告示第1号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌土木現業所管理部管理課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所管理部管理課）
- (2) 入札日時 平成20年3月6日 午後1時30分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵便による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道札幌土木現業所管理部管理課に申し込むこと。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1トン当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1トン当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年度北海道告示第448号の4(2)、(5)、(7)、(8)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所管理部管理課
(2) 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
電話番号 011-561-0416（直通）

9 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

- a . Gulf of Ishikari new port local public sewer Ishikari gulf purification centergrime processing duties
Grime processing 1 ton unit price:yen
b . quantity
Plan amount 2,096 ton

B . Bit tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 6, 2008

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo District Public Works Management Office, Minami 11-jo, Nisi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 064-0811 Japan.
Phone : 011-561-0416

北海道後志支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年1月11日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成20年3月21日（金）
- (4) 納入場所 北海道後志支庁地域振興部総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年1月11日（金）から2月19日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1
A会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶
知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域振興部総務課出納

需品係）

- (2) 入札日時 平成20年2月25日（月）午後2時（送付による場合は、平成
20年2月22日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量65グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次
による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課出納需品係
- (2) 所在地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1323

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 2 set

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., February 25, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than February 22, 2008)

C . Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Shiribeshi
Subprefectural Office, Hokkaido Government, kita 1-jo, higashi 2-Chome,
Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido, 044-8588 Japan.

Phone : 0136-23-1323

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年1月11日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 事 件 名

平成19年（収）第8号一般国道240号改築工事（本岐道路・津別町地内）収用事件

2 起業者の名称

国土交通大臣

3 事業の種類

一般国道240号改築工事（本岐道路・北海道網走郡津別町字大昭地内から同町字本岐地内まで）

4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在	地 番	地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受付年月日・受付番号	種 類
網走郡 津別町 字本岐	47番2	宅地	1,764.61	1,764.60	18.86 16.48 1.44	藤 田 伸 一	北見市高栄西町9丁目10番29号	美 幌・津 別 広域事務組合	網走郡美幌町字 栄町1丁目4番地	なし	使用借権
								宮 脇 義 明	網走郡津別町字 本岐47番地	なし	借 地 権
	42番5	宅地	1,113.85	1,113.87	376.51	同 上	同 上	なし	なし	なし	なし
	44番	宅地	1,027.45	1,030.90	101.24						
	45番	宅地	1,366.27	1,391.97	263.05						
	47番15	宅地	1,463.52	1,463.54	48.21						
	62番1	宅地	128.09	131.47	131.47						
	62番2	原野	807	806.57	738.46						
	62番3	宅地	684.34	680.24	582.12						
網走郡 津別町 字大昭	36番1	畑	8,456	8,498.43	185.90	河 本 信 夫	網走郡津別町字活汲408番地	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

平成19年12月21日

正 誤

○平成19年12月28日（第1936号）

北海道告示第812号（河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

47 左 11から12まで

誤 沙流郡日高町字清鼻641地先から

沙流郡日高町字清鼻677－1地先まで
正 沙流郡日高町字清鼻641地先から
沙流郡日高町字清鼻677－1地先まで

